

全教委連第149号
令和7年12月23日

こども家庭庁支援局長 殿

全国都道府県教育委員会連合会
会長 坂本 雅彦

こども性暴力防止法に基づき実施する研修に係る教材に対する
書面での意見提出について

令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のために措置に関する法律」では、学校設置者等は、児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるために教員等に研修を受講させなければならないこととされている。

このことを踏まえ、こども家庭庁では、効果的な研修の在り方の検討や研修教材等の作成に向けて、「こども性暴力防止法に基づき実施する研修の在り方に関する調査研究業務に係る有識者会議」を設置しているが、この度、国から関係団体に対し、研修動画（案）に関する意見照会があった。

については、全国都道府県教育委員会連合会として別紙のとおり意見を提出する。

こども性暴力防止法に基づき実施する研修に係る教材に対する書面での意見照会について

項目番	資料名	該当箇所	該当する項目名	ご意見	備考
1	こども性暴力防止法の概要	0:30辺り	○法の背景・趣旨	「学校」には、特別支援学校も含まれるため、「小中高」との記載を、「小中高特」と記載すべき。	
2	こども性暴力防止法の概要	1:23辺り	○性暴力とは	「同意なく直接身体に接する行為」は全て「性暴力」であるかのように説明されているが、性暴力となり得る身体接触の例を示すなど、もう少し具体的に説明するべきではないか。ガイドライン素案のp13以降において、身体接触等の行為が一律に不適切であると判断されるものではない旨の記載があり、この内容に沿った説明にすべきと考える。	
3	こども性暴力防止法の概要	2:40辺り	○対象事業者	「学校」には、特別支援学校も含まれるため、「小中高」との記載を、「小中高特」と記載すべき。	
4	こども性暴力防止法の概要	2:56辺り	○対象事業者	一連の動画では「事業者」「従事者」という単語が何度も出てくるが、「従事者」という言葉に馴染みがない者も多いと思われる所以、2:56辺りで「従事者」が誰を指すのか具体的に言及してはどうか。(5:50辺りの対象となる職種のところでもよい。)	
5	犯罪事実確認(従事者)	2:05辺り	○犯罪事実確認 従事者が行うこと	従事者自身が行う作業について、いつ・どのような手続きが必要となるか、「具体的」かつ「視覚的」に見せながら示していただきたい。	
6	犯罪事実確認(従事者)	2:15辺り	○犯罪事実確認 ①従事者本人情報の入力	従事者が性的マイノリティである場合も考えられる。性別の入力が必要である場合、画面には、「氏名、住所、生年月日など」としてはどうか。	
7	犯罪事実確認(従事者)	3:06辺り	○犯罪事実確認 ②本人確認書類(戸籍など)の登録	マイナンバーカードの使用に関する説明に、自治体窓口のイラストが残っている。マイナンバーカードを利用する際も自治体窓口に行かないといけないような誤解を生むたため削除した方がよい。	
8	犯罪事実確認(従事者)	3:52辺り	○犯罪事実確認 戸籍の提出ができないとき	黒い影が男性に見える。性別が特定されないイラストにしていただきたい。	
9	防止措置(従事者)	2:36辺り	○不適切な行為	「一人で車に乗せて送迎を行う」と記載されているが、従事者が一人なのか、こどもが一人なのかをイラストを見ただけで誤解なく受け取れるようにした方がよい。音声と同様に、「こどもを一人で車に乗せて送迎を行う」と記載してはどうか。もしくは、「こども一人を」、「こどもと二人きりで」、「こども一人だけを」等の記載はどうか。	
11	犯罪事実確認(事業者)	7:50辺り	○やむを得ず一対一になる場合の原則	「対象児童」と記載されているが、「対象児童生徒」または「対象のこども」と修正し、中学生、高校生も含まれる表現にすべき。	
12	犯罪事実確認(事業者)	7:57辺り	○やむを得ず一対一になる場合の原則	一対一になる場合、対象児童等について報告するという説明だが、誰が誰に報告をするのか明確にしていただきたい。	
13	全体	全体	—	PCの環境の問題と思われるが、一部の視聴者において、4つの研修動画全てを通して画像及びテロップが点滅してひとつ前の画像やテロップに戻ったり進んだりするなど、視聴しづらい場合がある。	
14	全体	全体	—	「こども性暴力防止法の概要」説明動画の0:54辺りや1:02辺りなど、前後の説明の声量や声質等が変わっているように感じられ、聞き取りにくい箇所がいくつかある。	